

公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○公職選挙法の一部を改正する法律（平成三十年六月二十七日法律第六十五号）（抄）

附則
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。